

スターティア光 Gate光 契約約款 新旧対照表

改定日：2026年4月1日

旧（2025年5月11日改訂版）	新（2026年4月1日改訂版）
<p>第6条(転用承認番号申込に必要な情報の開示)</p> <p>1. お申込種別が転用の場合、契約者は当社に対して、NTTより転用承認番号を取得するために必要な情報(以下「転用承認情報」といいます)を提供するものとしてします。</p> <p>2. 契約者が転用承認情報を当社に提供しない場合、又は提供した転用承認情報が誤っていた場合は、本サービスの申込手続きが完了しないことをここに確認します。本サービスの申込手続きが完了しないことにより契約者が損害を被ったとしても、契約者は当社に対して異議を申し立てることができず、責任を追究することもできません。</p> <p>3. 契約者は、当社より転用承認情報の訂正等を求められたときは、これに協力します。</p>	<p>第6条(転用承認番号の通知)</p> <p>1. お申込種別が転用の場合、契約者は、<u>転用承認番号をNTTから取得して、当社に通知</u>するものとしてします。<u>契約者は、当社に転用承認番号の取得の代行を当社に委託することができません。</u></p> <p>2. 契約者が転用承認番号を当社に通知しない場合、又は通知した転用承認番号が誤っていた場合は、本サービスの申込手続きが完了しないことをここに確認します。本サービスの申込手続きが完了しないことにより契約者が損害を被ったとしても、契約者は当社に対して異議を申し立てることができず、責任を追究することもできません。</p>
<p>.....（中略）..... 2025年5月11日改訂</p>	<p>.....（中略）..... 2025年5月11日改訂 <u>2026年4月1日改訂</u></p>